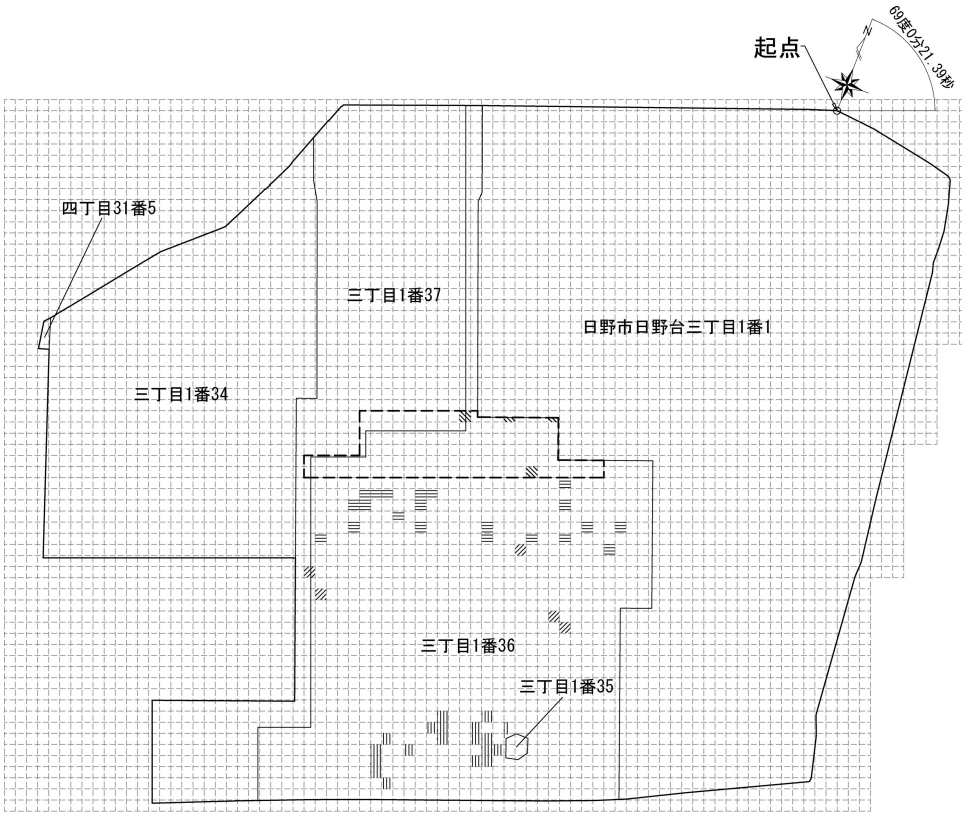


別図



- 【凡例】
- 単位区画
  - 敷地境界
  - - - 調査対象地
  - 筆境界
  - ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
  - ▩ 形質変更時要届出区域 (令和7年東京都告示第791号により指定した区域)
  - ▧ 形質変更時要届出区域 (令和7年東京都告示第966号により指定した区域)
  - ▦ 形質変更時要届出区域 (令和8年東京都告示第139号により指定した区域)

【起点】  
 起点は、日野市日野台三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (69度0分21.39秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百九十七号

東京都立公園条例 (昭和三十一年東京都条例第百七号) 第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和八年四月十四日

東京都知事 小池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立小金井公園 別図のとおり 令和八年四月十五日

別図

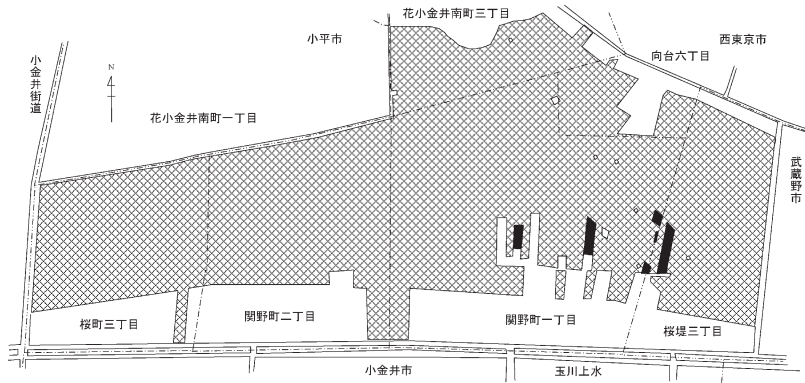
東京都立小金井公園 区域変更略図

変更箇所 小金井市関野町一丁目及び武蔵野市桜堤三丁目

変更前の区域 面積 八〇四、九〇二・九七 平方メートル

追加区域 面積 五、一七一・九一 平方メートル

変更後の面積 八一〇、〇七四・八八 平方メートル



### 告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」とい  
う。）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施  
設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演  
説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催でき  
る施設として指定した旨、法第百六十一条第三項の規定に  
より報告があつた。

令和八年四月十四日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和8年3月9日	練馬区選挙管理委員会	練馬区立貫井地域集会所(会議室1・2・3)	練馬区貫井一丁目9番1号
令和8年3月9日	練馬区選挙管理委員会	練馬区立貫井地域集会所(会議室4・5)	練馬区貫井一丁目9番1号
令和8年3月9日	練馬区選挙管理委員会	練馬区立貫井地域集会所(会議室6)	練馬区貫井一丁目9番1号
令和8年3月9日	練馬区選挙管理委員会	練馬区立貫井地域集会所(多目的室)	練馬区貫井一丁目9番1号

●東京都選挙管理委員会告示第七十二号  
 次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があつた。

令和八年四月十四日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和8年3月9日	練馬区選挙管理委員会	練馬区立貫井地区区民館(会議室1・2・3)	練馬区貫井一丁目9番1号
令和8年3月9日	練馬区選挙管理委員会	練馬区立貫井地区区民館(会議室4・5)	練馬区貫井一丁目9番1号
令和8年3月9日	練馬区選挙管理委員会	練馬区立貫井地区区民館(大広間)	練馬区貫井一丁目9番1号
令和8年3月9日	練馬区選挙管理委員会	練馬区立貫井地区区民館(レクルーム)	練馬区貫井一丁目9番1号

公 告

都市計画事業の事業計画の変更について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和八年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称  
 別表のとおり

二 施行者の名称  
 東京都

三 事務所の所在地  
 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在  
 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務
令和四年関東地方整備局告示第二十三号東京都市計画公園事業第五・六・二十号祖師谷公園	東京都世田谷区成城九丁目地内	令和八年三月二十三日関東地方整備局告示第八十一号	東京都公園緑地事務所
平成二十八年関東地方整備局告示第二八十一号東京都市計画公園事業第五・七・二十一和田堀公園	東京都杉並区大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内	令和八年三月二十三日関東地方整備局告示第八十二号	東京都公園緑地事務所
昭和五十一年建設省告示第三百五十四号東京都市計画公園事業第五・七・十二号舎人公園	東京都足立区古千谷一丁目、古千谷二丁目、皿沼三丁目、舎人公園、西伊興一丁目、西伊興二丁目、西伊興十二号舎人公園	令和八年三月二十三日関東地方整備局告示第八十三号	東京都公園緑地事務所

昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号府中都市計画公園事業第七・五・一号及び小金井都市計画公園事業第七・五・一号	東京都府中市多磨町二丁目及び多磨町三丁目並びに小金井市前原町一丁目、前原町二丁目、中町一丁目及び東町五丁目地内	令和八年三月二十三日	西部公園緑地事務所
昭和三十二年建設省告示第千八百七十九号府中都市計画緑地事業第一号小山田緑地	東京都町田市上山田町字八号並びに下小山田町字押沼、字大久保、字梅木窪、字堀切、字兔谷、字堂谷、字関村、字小ヶ谷、字桜ヶ谷、字上山、字馬場窪、字鍛柄尾、字宮ノ腰、字向田、字宇津保、沢及び字竜沢地内	令和八年三月二十三日	西部公園緑地事務所
平成二十七年関東地方整備局告示第百号町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地	東京都町田市相原町字段木入及び字刃田地内	令和八年三月二十三日	西部公園緑地事務所
平成三十一年関東地方整備局告示第百五十二号町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地	東京都町田市相原町字考路、字細豊、字大北、字大子山及び字刃田地内	令和八年三月二十三日	西部公園緑地事務所
平成十三年関東地方整備局告示	東京都東久留米市中央町三丁目地内	令和八年三月二十三日	西部公園緑地事務所

昭和三十五年建設省告示第千三百二十七号小笠原都市計画公園事業第七・五・一号大神山公園	東京都小笠原村父島字東町、字清瀬及び字宮之浜道地内	令和八年三月二十三日	西部公園緑地事務所
昭和三十五年建設省告示第千八百三十九号多摩都市計画公園事業第九・六・一号桜ヶ丘公園	東京都多摩市連光寺三丁目及び連光寺五丁目地内	令和八年三月二十三日	西部公園緑地事務所
平成三年建設省告示第千八百三十六号多摩都市計画公園事業第九・六・一号桜ヶ丘公園	東京都多摩市連光寺三丁目及び連光寺五丁目地内	令和八年三月二十三日	西部公園緑地事務所
昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号府中都市計画公園事業第七・五・一号	東京都府中市多磨町二丁目及び多磨町三丁目並びに小金井市前原町一丁目、前原町二丁目、中町一丁目及び東町五丁目地内	令和八年三月二十三日	西部公園緑地事務所

発行所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)  
 郵便番号 163-8001  
 定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
 郵便番号 113-0001

